

## 4. 堀川に見られる歴史的風致

### 1 はじめに

松江は「水の都」とも形容されるように、宍道湖や堀川などの豊かな水辺の景観に恵まれた都市である。大正4年(1915)に松江に逗留した芥川龍之介が地元新聞に著した『日記より(一)～(三)』のなかでは、堀川と建物との美しい景観の調和を「水は松江を縦横に貫流して、その光と影との限りない調和を示しながら、随所に空と家とその間に燕の影とを映して、懶いつぶやきをここに住む人間の耳に伝えつつあるのである。」と紹介している。

堀端の地域は、城下町の風情が最も色濃く残る空間となっており、「塩見縄手」と呼ばれる松江城北側の堀に面した通りには「武家屋敷」が置かれた。ここには今でも江戸時代中期の「塩見畷旧武家屋敷遺構」や、小泉八雲が明治24年(1891)に武家屋敷だった建物を借りて住まいした「史跡小泉八雲旧居」もあり、伝統美観保存区域に指定されている。また、松江城東側の内堀には木橋で復元された「北惣門橋」や堀端の通りに面した「松江藩家老朝日家長屋」があり、景観計画重点区域に指定されている。小泉八雲が著した怪談「小豆磨ぎ橋」に登場する寺院「普門院」も、堀川のほとりにあり、その庭内にある茶室「観月庵」には、松江藩松平家7代藩主治郷(不昧)が舟に乗ってしばしば訪れたとされている。

### 2 建造物

#### (1) 堀川

##### ① 堀割

この松江の城下町を縦横に走る堀割が建設されたのは、堀尾吉晴、忠氏父子が松江城と城下を末次の地に定めたことが契機となっている。城地に定めた末次は、本丸や二之丸を置いた亀田山以外は低湿地帯であった。このため城下町の建設にあたっては、盛土造成によって屋敷地を確保し、物資の運搬や排水、防御の面でも堀が必要であった。『史跡松江城保存活用計画』(2017 松江市)によると、堀割は築城の時期である慶長12年(1607)～16年(1611)にかけて行われている。



松江城下町の掘割

## ②内堀

内堀は、亀田山の周囲と南側の三之丸を取り囲むように造られた。特に亀田山の北側は、宇賀山と赤山が地続きになっていたため、宇賀山が切り開かれて内堀と外堀を兼ねた幅 20 間～38 間（約 36～69m）もの幅の広い堀が造られた。

山の開削と堀の掘削で生じた土砂は、城内の土墨や外曲輪、馬溜、大手前、一部の主要武家屋敷地に使われたとされ、大規模な土木工事が行われた様子がしのばれる。

内堀の護岸の特徴として、亀田山の北側と西側を巡る堀は両岸の護岸が土羽（土手）であるのに対して、東側は石垣の護岸になっている点が挙げられる。これは松江城が特に南東方面からの敵の進入を想定して縄張りされていることや、城郭東側の二之丸下ノ段には米蔵が置かれ、物資を運搬する舟が接岸しやすいように配慮されたものと考えられる。荷揚げに使われた「灘」と呼ばれる石段が今でも内堀に残っており、往時の様子がしのばれる。



松江城北側の内堀 土羽（土手）の護岸



松江城東側の内堀 石垣の護岸と「灘」（石段）

### ③外堀

外堀は、内堀の西側、東側と南側をさらに大きく取り囲むように造られている。西側の「四十間堀」と呼ばれる部分は、松江藩京極期（1634～1637）までは堀の幅が実際に四十間（約73m）あったことが名前の由来になっており、江戸時代の絵図にも41間半～44間（約75～79m）あったことが記されている。

その後、松江藩松平期に新田開発などのために西岸の一部が埋められて、25～30間（約45～54m）に幅が狭められている。「四十間堀川」の水は、農業用水としても広く使われていた。

南側の外堀「京橋川」と東側の外堀「米子川」は、武家地と町人地を分かちように掘られた堀である。このうち「京橋川」は、西側は四十間堀に接し、東側は宍道湖に抜けるように造られていた。元禄2年（1689）に四十間堀が宍道湖と繋がるまでは、この京橋川の東端だけが宍道湖に繋がる唯一の入口であり、京橋川の南側は職人町や商人町であったことから、舟による物資の流通上も重要な川として機能してきた。このため、京橋川は江戸時代の早い時期から両側を石垣で護岸され、舟着き場も設置されていた。



しじゅうけんぼりがわ  
四十間堀川（松江城西側外堀）



きょうばしがわ  
京橋川（松江城南側外堀）



しじゅうけんぼりがわ きょうばしがわ  
四十間堀川と京橋川の結節地点



よなごがわ  
米子川（松江城東側外堀）

### ④橋梁

堀が巡らされた城下町にとって、橋は人々が往来するうえで重要な施設であったが、町の防御面も考慮され、必要最小限の位置に設置された。延享年間

（1744～47年）の『松江城下絵図』に見られる内堀と外堀に架かる橋は19箇所ある。

時代の推移と町の発展につれて橋の数も多くなり、現在では50箇所を越える橋が架けられている。松江城東側の内堀にある「北惣門橋」や松江城南側の内堀にある「千鳥橋」は、木造で復元されており、往時の風情を漂わせている。橋の多くは改修されつつも現在も町的生活道路上に位置して松江の交通を支えているとともに、堀川の風景が橋を渡る人々を楽しませている。



きたそうもんばし  
北惣門橋（松江城東側内堀）



ちどりばし  
千鳥橋（松江城南側内堀）



堀川及び堀端に見られる遺構

絵図は「松江城下絵図」元文～延享年間（1736～1748）、島根県立図書館蔵

## （2）松江藩家老朝日家長屋（松江市指定有形文化財）

松江城の東側、北殿町の内堀沿いにある。江戸時代には家老屋敷が配置され、藩主が松平家になると、乙部、朝日、有澤、脇坂、柳田の代々家老5家が広大な敷地を占めていた。「松江藩家老朝日家長屋」は、松江城に面した朝日家の広大な屋敷地を囲む堀の役割も果たしていた。



松江藩家老朝日家長屋（市指定有形文化財）

建物前面の松江城側には、家老屋敷群と城側の道路を区画する溝が掘られており、屋敷側には「切込剥」と呼ばれる高度な技術を用いた石垣が見られる。建物外壁上部は漆喰塗り、下部は下見板張り、屋根は左棧瓦葺で棟石には来待石が使われている。

江戸時代末天保13年（1842）の祈祷札があり、平成18年（2006）11月1日に市指定有形文化財となった。解体調査ののち復原され現在は松江歴史館の展示・学習体験施設の一つとして保存・活用されている。

## （3）武家屋敷（松江市指定有形文化財）

松江城の北側の堀川沿いにあり塩見畷通りに面している。堀、長屋門、主屋からなり、江戸中期の面影を今に伝えている。前面の道路「塩見畷通り」の名称の由来となった塩見小兵衛も住んだ屋敷で、600石程度の藩士が屋敷替えによって入れ替わり居住した。



武家屋敷（市指定有形文化財）

享保18年（1733）の大火で焼失後、再建されたもので、主屋は玄関の間・座敷・書院・内玄関など、当時の武家屋敷の基準を備えている。表側である「式台玄関」（来客用玄関）から座敷に入る部分と、裏側である私生活の部分では、造りも材料も区別され武家の公私の別の厳しさがうかがえ、また、赤山を背景とした庭は素朴な造りで質実剛健の気風をうかがうことができる。

昭和45年（1970）6月10日に市指定有形文化財となっている。

平成28年（2016）～30年（2018）にわたる保存修理工事における解体調査や資料調査の結果、いくつかの柱に背割が確認できたことにより建築年代は江戸時代末期のもと推定されている。現在は調査で明らかになった明治期の図面をもとに復元している。

#### （4）塩見畷旧武家屋敷遺構（松江市指定有形文化財）

松江城の北側の堀川沿いにあり塩見畷通りに面している。遺構の1棟は現在「武家屋敷」として公開されている長屋門で、もう1棟は現在「田部美術館」のある長屋門である。長屋門は、武家屋敷の特徴の一つで、門番や中間（武家奉公人）が詰め、出入りする人の監視や案内などの雑務にあたったとされる。いずれの長屋門も平屋切妻造で屋根は棧瓦葺である。



塩見畷旧武家屋敷遺構（市指定有形文化財）

昭和28年（1953）8月31日に市指定有形文化財となっている。また、長屋門や塀が続く塩見畷は最も城下町江らしい面影を残す場所として、昭和48年（1973）に市の「伝統美観保存地区」に指定され保存が図られている。

#### （5）史跡小泉八雲旧居

松江城の北側の堀川沿いにあり塩見畷通りに面している。「堀川」をはじめとする松江の自然景観や文化を文筆で世界に紹介した小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）がセツ夫人とともに、明治24年（1891）6月から11月まで住んだ家である。居間から三方向の庭を眺められる旧士族の屋敷で、代々根岸家のものを根岸氏の不在時に八雲が借りて住まいした場所であった。昭和15年（1940）に史跡指定を受けた。



史跡小泉八雲旧居

創建は「松江藩列士録」や「家相図」から元治元（1846）年以前と推定される。屋敷の構えは、塩見畷通に面して表門と物置、長方形の敷地の中央前より

に主屋、主屋の北西側に土蔵、さらに土蔵の北側に稲荷の祠ほこらがあり、庭は玄関より西側に主屋を囲んで三方にある。

昭和56年（1981）から数度にわたり解体修理工事等を実施し、「家相図」により間取りを江戸時代末期～明治20年代に復原している。旧居の西側には、八雲の遺品等を展示する松江市施設「小泉八雲記念館」があり、平成28年（2016年）にリニューアルしガイドランス機能を拡張させている。

## （6）カラコロ工房（旧日本銀行松江支店）（登録有形文化財）

松江城南側の外堀（京橋川）北側の道路に面している。この地には大正7年（1918）に日本銀行松江支店が開設され初代松江支店は木造で、堀川を挟んだ向い側は商人地となっていて当時は堀川を舟が行き来していた。

2代目になる現在の建物は、長野宇平治ながの のう へい じ氏の設計で、昭和13年（1938）に完成した。鉄筋コンクリート造3階地下1階建、建築面積633㎡、塔屋、煙突及び塀を有している。外観はギリシャ神殿風の意匠でまとめ、営業室と客溜は吹き抜けの大空間で、地下は金庫室である。

平成28年（2016）2月25日に登録有形文化財（建造物）に登録。現在は、市街地のランドマークとして市民が集う場となり、まち歩きや堀川遊覧船での観光拠点として利用されている。



カラコロ工房（旧日本銀行松江支店）  
（登録有形文化財）

## （7）かげやま呉服店（旧第三国立銀行松江支店）（松江市登録歴史的建造物）

松江城南側の外堀（京橋川）南側の京店商店街の一角にある。明治時代、旧日本銀行松江支店など金融機関が集まっていた商業地に、第三国立銀行松江支店として前身建物が明治17年（1884）に建築された。その後、現在の場所に移転し、『土木建築経歴書』には明治36年（1903）5月に設計したことが記載されており、翌37年（1904）に竣工した。小屋裏には、上棟の墨書として「明治36年11月22日」が残っている。

建築は、設計者は「旧三笠ホテル（長野県）」や「シャトーカミヤ（茨城県）」の設計に携わるなど、明治から大正にかけて全国的に活躍した岡田時太郎おかだ とし たら ー氏とされる。土蔵造 木造2階建。外観は、建物正面1階の開口部以外は当時の状態を良好に残しており正面屋根の鬼瓦には、第三銀行であったことを示す「三」

のマークが入っている。屋根には和瓦をのせ、足元は来待石きまちいしを使用するなど重厚感のある仕上げとなっている。内部は、現在 1階と2階の間に天井が張られているが、当初はホールとして吹き抜けとなっていた。

市内の銀行建築としては最も古いものであり、明治期からの地域の歴史を語るうえで貴重な建物とされる。現在は呉服店として営業し松江の風情を引き立てている。平成28年度（2016）に松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例に基づく松江市登録歴史的建造物に登録されている。



かげやま呉服店  
(旧第三国立銀行松江支店)

### (8) 國暉酒造（主屋・蔵） （松江市登録歴史的建造物）

松江城南側の外堀（京橋川）南側、近世に茶商などの豪商が住んでいた東茶町の宍道湖畔にある。國暉酒造の創業者である岩橋家は、現在地で江戸時代に廻船問屋、藍染業などを営み、明治7年（1874）に酒造業を創業した。



國暉酒造 主屋

「主屋」は木造2階建てで、屋根は棧瓦、切妻、1階の軒が比較的低い総2階建ての建物で、漆喰壁、板壁を使用し、出桁や持ち送り梁、木返格子、平格子といった伝統的な町家の意匠が施されている。文化5年（1808）にこの地域で大火があったことや酒造業を創業した時期から、江戸後期以降に建築されたと推定される。「蔵」は松江藩から譲り受けたものを仕込蔵として使用し、明治期に増築したと伝わっており、南側の一部が江戸後期のものと推定される。屋根は棧瓦、切妻の建物である。外観は白色系の板壁、鋼板で、内部に大型の頑強な梁、桁を使用し、梁に鉾ちようなの削り痕が残っている。

市街地では数少なくなかった江戸時代からの商家の歴史を語る貴重な建物であることから、平成29年度（2017）に松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例に基づく松江市登録歴史的建造物に登録されている。

## （9）米田酒造貯蔵蔵（松江市登録歴史的建造物）

松江城南側の外堀（京橋川）と東側の外堀（米子川）が交わる外郭地域の南田町にある。元々南田町付近にあって松江藩のハゼ蠟生産事業を務めた木実方役所の木蠟作業場として使用され、明治から大正前期にかけては私立中学修道館、工業学校修道館の一部として使用されたと伝わっている。



米田酒造貯蔵蔵

建築年代は、和釘の使用や番付けの墨跡の字体の使用等から江戸後期と推定される。昭和30年（1955）ごろに曳家移転、平成13年（2001）ごろ改修されている。現在の「貯蔵蔵」は醸造工場敷地の西端に位置し、東に正面を向けて建つ、木造2階建、漆喰塗りの白い大壁が特徴的で屋根には左棧瓦が使用されている。

松江のまちなみのなかでも大規模な土蔵造の建物であり歴史的景観要素としての価値も高い重要な建物として、平成30年度（2018）に松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例に基づく松江市登録歴史的建造物に登録されている。

### 3 活 動

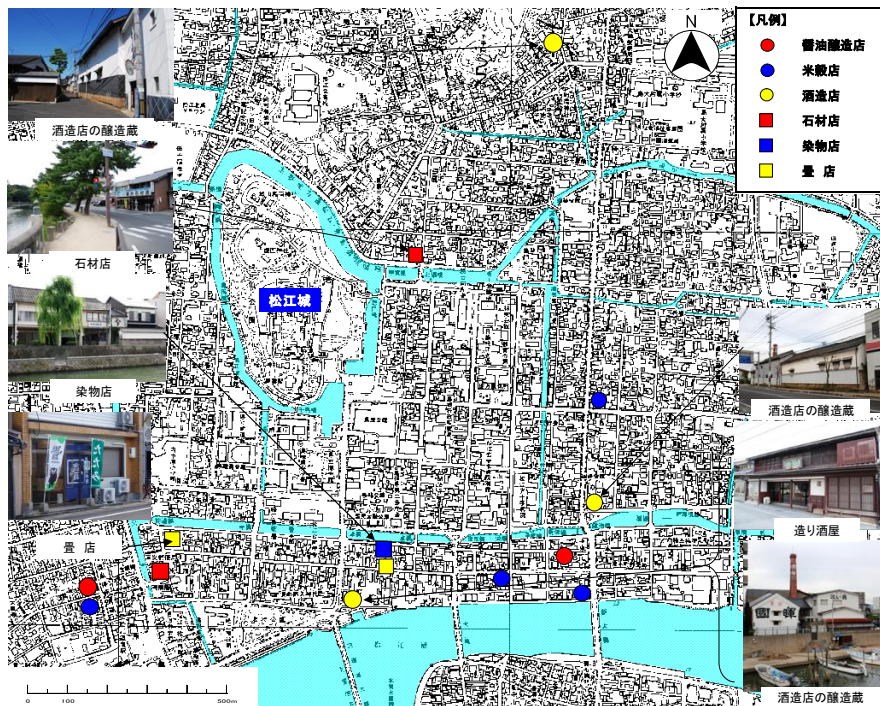
#### （1）堀川が育んだ産業

「堀川」は江戸時代以降、松江城の防御施設であるとともに、人々の生活に密着した川でもあった。延宝3年（1675）の規定では、武家地も町人地も「御堀内」は夜間通行禁止であったが、荷物輸送船は24時間通行可能であったという。このことは、堀川が人の通行路であるとともに物資の輸送路としても重視され、消費物資の大量供給が必要な都市に欠かせないものであったと考えられる。

堀尾期から町人地とされた外堀沿いには、堀川の水運を利用して商人や職人たちの店や蔵が立ち並ぶようになり、城下町に張り巡らされた堀川の水運によって、今に続く伝統産業が育まれることとなった。堀川沿いには染物屋が軒を連ね、酒や醤油の醸造蔵なども堀川や大橋川の近くに建てられることが多かった。特に京橋川の南側は町人町として栄えたエリアで、昭和の初め（1930年ごろ）まで堀川のきれいな水で染物の染料を洗い落とす風景や、舟で物資を運ぶ風景が見られた。現在でも堀端には染物屋、醤油や酒の醸造蔵、米穀店、畳屋、石材店などがあり、営業が続けられている。

水運の利用の一例として、城下町は石橋町（松江城の北東、町人地）の井戸水など一部の井戸を除いて良質の水に恵まれなかったため、「水屋」という商売が行われ、水売りの舟の往来があった。毎日朝酌方面（松江城の東方面、大橋川下流）から大橋川を通過して来た水売りが、舟で堀川を往来し、賑わっていた。また、近郊農村からは、城下町の下肥を舟で集めにやって来て、その代わりに野菜を置いて帰るといった風習が昭和初期（1930年ごろ）まで見られた。

この水運の様子を物語る遺構としては、「灘」と呼ばれる舟への物資の積み降ろしに使われた石段があり、現在でも、京橋川（松江城南側外堀）の筋違橋付近、松江城と三之丸（県庁）を繋ぐ千鳥橋付近、朝日家老屋敷付近の堀川端に残っており、水運で栄えた当時の面影を垣間見ることができる。



堀川近辺に見られる伝統産業



「灘」松江城南側千鳥橋南詰



「灘」京橋川の筋違橋付近  
町人町での物資の積み下ろしに使われた

## （2）堀川の保全・活用

### ① 江戸時代から昭和時代（戦前）

松江藩松平期（1637～幕末）においては堀川を維持するために、主に雑賀町に住む御小人と呼ばれる末端の家臣が毎年掃除を行っていた。（堀底の「泥さらえ」等）これは、川に堆積物が溜まることで舟の運行に支障をきたさぬことが第1の目的であった。堀掃除は毎年5月中旬から8月初めに行われていたが、「泥さらえ」のほかにも、石垣の無い堀の土手に植栽をほどこしたり、土手筋の竹を伐採せずに留めておくなど（植物に根を張らせることで土手を補強）、水際の土手の保全にも努めていた。

また、堀川は、水量が豊かで水質がきれいに保たれていたため、堀川沿いに住む人々は、朝になると石段を降りて堀川で顔を洗い、米や野菜を洗い、食事が終われば鍋や釜、食器を洗った。伝統行事である松江城の城山稲荷神社から出発する式年行事「ホーランエンヤ」は、昭和33年（1958）の開催までは内堀を通り城下を巡って外堀の京橋川から大橋川へ舟を進める行路をとっていた。

このように、松江の城下町が形成されて以来、堀川と人々の生活には密接な繋がりがあり、人々は暮らしを守るため、またはその貴重な機能を日常的に活用するためにも、様々な保全・愛護に努めてきたのである。



明治末～昭和初期（1910～1930 ころ）の堀川の風景  
※写真は今岡ガクブチ店提供



昭和4年（1929）のホーランエンヤ  
※写真は今岡ガクブチ店提供

### ② 昭和時代（戦後）

#### ア．堀川の汚濁と埋め立てに対する世論

戦後の高度成長期になると、家庭生活排水の流入と水の流れの停滞により年々堀川の汚濁が進み、これに対して島根県と松江市は、昭和30年代（1955～）からヘドロの除去やごみ処理を続けたが効果はあがらず、昭和40年代

（1965～）には、水質汚濁が最も進んだ状態となった。このように汚濁した堀川の対策にあわせ、一方では、堀川周辺の自動車交通対策の必要性も叫ばれるようになった。

こうしたなか、『松江商工会議所七十年史』（1967 松江商工会議所）によると、当時、松江市都市計画の街路計画において、京橋川（松江城南側外堀）埋め立てによる街路建設方針が示されたことから、埋め立ての是非を巡って世論が沸騰したが、松江商工会議所は、昭和31年（1956）、松江市及び関係機関に対し、「観光、防火、汚水処理、灌漑用水保持」の理由から、埋め立て反対の要望を提出している。

議論の結果として、昭和44年（1969）、京橋川（松江城南側外堀）は、交通緩和策のひとつとして一部埋め立てによる北側道路の拡幅が実施された。「京橋川の松」と呼ばれて市民に親しまれた堀端の松並木は拡幅後の歩道に移植され、昔ながらの風情は守られつつ、近代化するまちなみと堀川の風情が相まった新たな景観が形成されることとなった。



京橋川の一部埋め立てに伴う松の移植  
昭和44年（1969）5月1日発行広報まつえ



京橋川北側道路完成後の堀川の景観  
昭和45年（1970）2月1日発行広報まつえ

## イ. 堀川の水質浄化対策

松江市は、堀川浄化を目的に、官民の有識者による「堀川浄化対策委員会」を設置して研究を続け、昭和45年（1970）から「堀川浄化テスト」（堀川の水を抜き、宍道湖のきれいな水を入れて影響を調査する）を行うなど、本格的な浄化対策を始めた。また、昭和47年（1972）からは、島根県とともに下水道整備に着手した。

さらに、抜本的な水質改善を図るため、島根県と松江市は、宍道湖からの塩分を含む水を、機械式ポンプにより「四十間堀川」（松江城西側外堀）と「京橋川」（松江城南側外堀）へ導水する計画をたて、建設省に実現を働きかけた。これを受けて、建設省が宍道湖からの浄化用水を堀川へ導入する「堀川浄化事業」に着手し、昭和49年（1974）着工、昭和50年度（1975）末に完成、昭和51年度（1976）から導水が開始された。これにより、通年導水ができる部分について水質の改善が見られるようになった。

## ウ. 環境・景観保全活動

昭和46年（1971）に、「国際文化観光都市建設法20周年記念事業」のひとつとして、堀川沿いの住民により「北堀川」（松江城北側）の清掃活動が行われた。『広報まつえ（昭和47年（1972）1月号）』によると、約130人の市民が参加し、水面や水底の空き缶や瓶などのごみを集めたとある。

また、昭和48年（1973）には、松江城北側の堀川沿いの「塩見縄手地区」が、地区住民の合意を経て、「松江市伝統美観保存条例」に基づく「保存指定地区」に指定された。（市内10箇所あった候補地のなかから選ばれたもの）この年、松江市は住民の協力により塩見縄手地区堀川沿いの松の移植・補植を行っている。以後、令和元年（2019）現在で、堀川周辺の合計3地区が、住民合意を経て伝統美観保存区域に指定されている。

昭和50年（1975）には、日頃から郷土美化活動に取り組む各団体が、互いに協力しあって、美化意識を高め、市民総ぐるみの運動に発展させようと、市内の福祉、経済、教育、文化などの各種団体や、町内会、青年団体、公民館、行政機関などが集まり、松江商工会議所を事務局に「クリーン松江運動推進協議会」を結成した。『広報まつえ（昭和50年（1975）10月号）』でも、市民への参加呼びかけが行われ、昭和50年（1975）10月19日に、第1回目となる「クリーンまつえ」が開催された。この活動は、堀川全体も対象範囲として現在まで毎年続いており、年2回、春と秋に実施されている。

地域住民の堀川に対する愛着・愛護の心は当時から変わることはなく、毎年この時期になると、自主的に堀川端の植栽の剪定が行われ、日常においても清掃活動が続けられ、また、主に「堀川遊覧船」の船頭たちの手によっては、石垣の無い堀の土手などに「紫陽花」や「彼岸花」、「水仙」などの季節の花が植えられるなど、住民や関係者の努力によって、堀川の水際の環境と良好な景観が保全されている。この堀川を船で巡る「堀川遊覧船」（平成9年（1997）就航開始）は、松江を代表する観光スポットとして、年間約30万人の観光客が利用し、堀川から眺める城下町風情を楽しんでいる。



堀川を周遊する「堀川遊覧船」



水際の植栽

#### 4 まとめ

堀川と橋のあるまちなみは、城下町松江を象徴するもので、時代が移り変わり、生活のなかにおける堀川の役割が変わっても、人々の堀を愛護する気持ちと活動は変わらずに引き継がれている。

堀川は、歴史と自然に触れられる安らぎの場として市民の生活に寄り添い、「ホーランエンヤ」や「鑿<sup>どろぎょうれつ</sup>行列」などの伝統行事の主要な行路として、また、「伝統美観保存区域」や「景観形成区域」に指定される美しい景観地として、そして松江を代表する観光地として、人々の活動と一体となった貴重な環境を保ち続けている。こうして堀川は、城下町松江における人々の「心・暮らし」の変わらぬ一面を表している一つの風情となっているのである。

歴史的風致のエリア図

堀川に見られる歴史的風致

